

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例（平成19年岐阜県条例第14号。以下「条例」という。）及び岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則（平成19年岐阜県規則第6号。以下「規則」という。）の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（認定の申請）

- 第3条 条例第5条第2項の規定による認定要件に適合していることを証する書類のうち、同条第1項第5号に適合していることを証する書類については、計量法第110条の2第1項の証明書とする。
- 2 認定を受けようとする者は、条例第5条第4項第2号に該当しないことを証するため、確認書（別記第1号様式）を申請書に添付して提出するものとする。
- 3 認定を受けようとする者は、新規認定申請にあつては岐阜県リサイクル認定製品認定申請製品販売計画書（新規）（別記第2号様式）、再認定申請にあつては岐阜県リサイクル認定製品認定申請製品販売計画書（再）（別記第3号様式）及び原則として認定申請前3年間の販売実績（任意様式）を申請書に添付して提出するものとする。
- 4 第1項の証明書は、申請の日前6月以内に発行されたものに限る。

（認定の申請期間）

- 第4条 条例第5条第2項の規定による申請書類の提出は、原則として年1回、知事が別に定める申請期間中に行うものとする。
- 2 申請期間を定めたときは、これを公表するものとする。

（認定の審査）

- 第5条 認定申請に係る申請事項の確認は、岐阜県リサイクル認定製品認定審査付託検討会議が行うものとする。
- 2 条例第5条第3項の規定による工程の検査及び基準に関する試験は、知事が別に定めるところによるものとする。

（認定等）

- 第6条 条例第5条第6項の規定による通知は、岐阜県リサイクル認定製品認定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。
- 2 規則第6条に規定による通知は、岐阜県リサイクル認定製品不認定通知書（別記第5号様式）によるものとする。

(認定番号)

第7条 認定をしたときは、当該製品に対し認定番号を原則として通番で付すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、従前の番号を付すことができるものとする。

- (1) 条例第9条第3項の規定により取り消されたリサイクル認定製品について、認定を取り消される前に有した認定の有効期間が終了する日までに再度認定申請があった場合
- (2) 認定の有効期間が終了したリサイクル認定製品について、認定申請を受けた者から改めて認定申請があった場合

(認定の対象品目の追加申出)

第8条 認定の対象とするリサイクル製品の種類は、規則第3条第2項の別表第一の上欄に掲げる品目(以下「対象品目」という。)とする。

2 認定を受けようとする者は、認定を受けようとするリサイクル製品が対象品目に該当しない場合、当該製品が該当する品目を新たに対象品目に追加することを申し出ることができる。

3 前項の申出は、岐阜県リサイクル認定製品認定要件(対象品目)変更申出書(別記第6号様式)により行うものとする。

(認定要件の変更)

第9条 前条の規定による申出があったときは、委員会の意見を聴いて変更の適否を決定するものとする。

2 前項の決定をしたときは、岐阜県リサイクル認定製品認定要件変更申出に対する検討結果通知書(別記第7号様式)により、申出者に対し通知するものとする。

(認定を受けた者の責務)

第10条 条例第8条第2項の規定による知事への報告に当たって添付する環境に関する基準に適合していることを証する書類は、第3条第1項の規定を準用する。

2 規則第9条第1項の規定による報告のうち、リサイクル認定製品として認定された日から3年を経過して行う報告に添付する前項の書類は、当該製品の認定の有効期間が満了する日に引き続き認定を受けようとする場合に限り、第3条第1項に規定する書類の写しを前項に規定する書類とすることができる。

3 規則第9条第2項の規定による保存すべき認定製品の一部は、知事が別に定める重量とする。

(認定等の公表)

第11条 条例第5条第6項(条例第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、岐阜県のホームページによるほか、適宜、パンフレットを更新することにより行うものとする。

(県の調達状況の公表等)

第12条 各部長は、毎会計年度終了後、遅滞なく当該年度のリサイクル認定製品の調達状況を把握のうえ、岐阜県リサイクル認定製品使用状況報告書(別記第8号様式)により環境エネルギー生活部廃

棄物対策課へ報告するものとする。

- 2 廃棄物対策課は前項の報告の内容を集計し、前条の規定に準じて公表するものとする。

（岐阜県リサイクル認定製品認定審査付託検討会議）

第13条 第5条第1項の規定による認定申請に係る申請事項の確認を行うため、岐阜県リサイクル認定製品認定審査付託検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

- 2 検討会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 検討会議に会長を置き、会長は廃棄物対策課長をもって充てる。
- 4 会長は、検討会議を代表し、会議を統括する。
- 5 検討会議は、会長が召集する。
- 6 会長は、必要に応じて会員以外の者（当該認定を受けようとする者を含む。）の会議への出席又は意見を求めることができる。
- 7 検討会議の事務局は、廃棄物対策課に置く。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 岐阜県廃棄物リサイクル製品利用推進要綱（平成9年6月10日制定）、岐阜県廃棄物リサイクル認定製品認定実施要領（平成9年6月10日制定）及び岐阜県廃棄物リサイクル認定製品認定審査付託検討会議設置要領（平成13年6月15日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

	所 属		職 名
会長	環境エネルギー生活部	廃棄物対策課	課長
会員	環境エネルギー生活部	廃棄物対策課	資源循環推進係長
	環境エネルギー生活部	廃棄物対策課	産業廃棄物係長
	健康福祉部	保健環境研究所	環境科学部主任専門研究員
	商工労働部	産業イノベーション推進課	イノベーション推進係長
	農政部	農産園芸課	ぎふ清流 GAP 推進係長
	農政部	農地整備課	総合整備係長
	林政部	県産材流通課	販路拡大係長
	林政部	森林経営課	林道係長
	県土整備部	技術検査課	建設技術係長
	都市建築部	公共建築課	建築第一係長
	出納事務局	出納管理課	用度係長